

＜面会交流調停を申し立てる方へ＞

1 概要

別居中又は離婚後、子を監護していない親は、子を監護している親に対して子との面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子の年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子の健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、申立人、相手方及び子の状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき1200 円
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・合計 1280 円分
(内訳 180 円×1枚、110円×10枚)

3 申立てに必要な書類等

- ☐ 申立書 3 通
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの 3 通を作成してください。
○ 申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください。
- ☐ 事情説明書 1 通
- ☐ 連絡先等の届出書 1 通
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通
- ☐ 子（未成年者）の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通
→戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください

い。（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）でとめて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

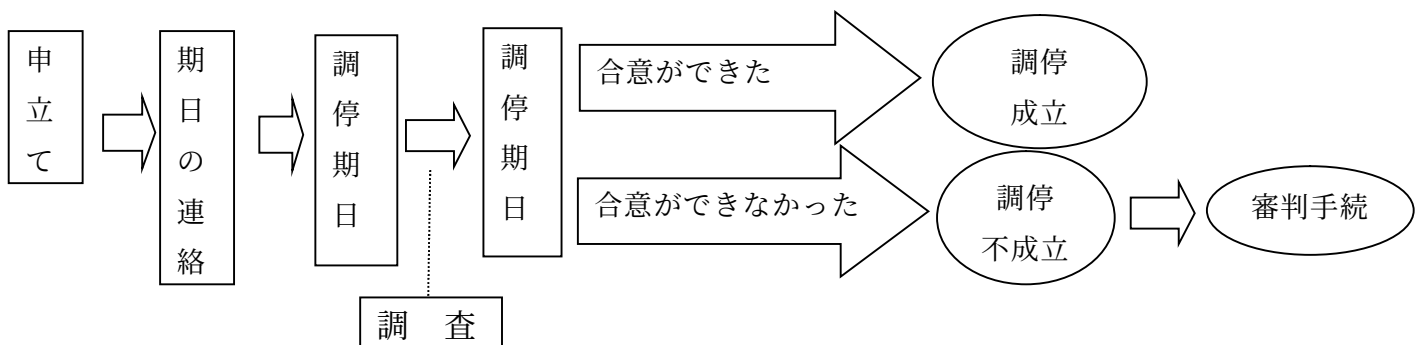
6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1 回の時間はおおむね 2 時間程度（進行によっては更に長くかかる場合もあります。）です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護に関する問題等について調査を行ったりする場合があります。



申立書や答弁書の「住所」の記載について

千葉家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「**生活の本拠**」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ① 秘匿決定の申立書
- ② 秘匿事項届出書面
- ③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④ 申立手数料等 収入印紙500円

郵便切手はお問い合わせください。

●申立てが認められた場合、
・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消しの申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、
・申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

千葉家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手には知られたくないが、裁判所には見せる必要がある情報が記載された資料等については、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数＋1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数＋1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされことなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧・謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧・謄写申請があったときは、許可されます。

(主張書面及び証拠資料の提出について)

1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

裁判官から「〇〇について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズの用紙（たて向き）に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

(記載例)

と じ し ろ (3 cm)	令和〇年(家)第〇〇〇〇号	次回期日	〇月〇日	
	申立人	〇〇〇〇		
	相手方	〇〇〇〇		
	主 張 書 面			
		令和〇年〇月〇日	申立人	〇 〇 〇 〇 印
	〇〇に関する主張は、・・・・・・・・・・			

2 資料（あなたの言い分を裏付ける書類）の提出について

- ・ A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。

※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。

コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。

- ・ 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方（例）－ 相手に自分の住所を秘匿している場合

住所	令和〇年分	給与所得の源泉徴収票	マイナンバー
支払を受ける人	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇	(受給者番号)	
住所又は居所	〒〇〇〇〇〇〇	(個人番号)	
		(役職名)	正社員
(良い例) 黒塗りにより、文字が完全に隠れている。	支払金額	給与所得	
	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	配当金	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	控除対象配偶者の氏名	〇〇〇〇〇〇	
	住所(居所)又は所在地	〇〇〇〇〇〇	
	氏名又は住所	〇〇〇〇〇〇	
	勤務先	〇〇〇〇〇〇	

勤務先（学校、通院している病院）などの情報がないかも、十分確認してください。

※以下のような書類については、特に**注意**してください。

- ◎収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
 - ・ 源泉徴収票・給与明細書
 - ・ 確定申告書（写し）
 - ・ (非)課税証明書 など
- ◎診断書（通院先の病院）
- ◎通知表（通学する学校）
- ◎手紙、スマホの画面（住所、駅名や施設名など）

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		☒ 調停 家事 申立書 ☐ 審判	子の監護に関する処分 (面会交流)
この申立書を提出する裁判所名 円 円		(この欄に未成年者1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください。)	
この申立書を作成した日 千葉 家庭裁判所 御中 令和〇〇年〇月〇〇日		申立人 (又は法定代理人など) の記名押印 甲野太郎 (印)	印紙 (貼った印紙に押印しないでください。)

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) ☒ 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ☐	住所の記載方法については、別添「申立書や答弁書の「住所」の記載について」を参照してください。
------	--	--

申立人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区×××〇丁目〇番〇号 ハイッ〇〇〇号 (方)	
	フリガナ 氏名	コウノ タロウ 甲野太郎 昭和〇年〇月〇日生 平成(〇〇歳)	
相手方	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市〇〇区×××〇丁目〇番〇号 〇〇アパート〇〇号 (方)	
	フリガナ 氏名	オツカワ ハルコ 乙川春子 昭和〇年〇月〇日生 平成(〇〇歳)	
未成年者	住所	☐ 申立人と同居 / ☒ 相手方と同居 ☐ その他()	平成〇〇年〇月〇日生 令和(〇歳)
	フリガナ 氏名	コウノ イチロウ 甲野一郎	
	住所	☐ 申立人と同居 / ☒ 相手方と同居 ☐ その他()	平成〇〇年〇月〇日生 令和(〇歳)
	フリガナ 氏名	コウノ ジロウ 甲野次郎	
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他()	平成 年 月 日生 令和(歳)
	フリガナ 氏名		
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他()	平成 年 月 日生 令和(歳)
	フリガナ 氏名		

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
面会交流(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

(注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨
(☒ 申立人 / ☐ 相手方) と未成年者が面会交流する時期、方法などにつき (☒ 調停 / ☐ 審判) を求めます。

[illegible]

連絡先等の届出書について

連絡先等の届出書（以下「本届出書」といいます。）は、裁判所があなた宛てに文書等を送付したり、電話連絡をするために、送付先・電話番号を教えてください。申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。

1 本届出書に非開示を希望する部分がある場合

本届出書に非開示を希望する部分がある場合には、「非開示の希望に関する届出書」を作成して、ステープラー（ホッチキス）でとめて一体として提出してください。

2 秘匿決定の申立てをしている場合

本届出書の書類送付場所の「☐秘匿事項届出書面と同じ」にチェックをしてください。

3 本届出書の送達場所の届出欄について

送達場所の届出は、家事事件手続法36条が準用する民事訴訟法104条に規定された送達場所を届け出るものです。裁判所が送付する書面のほとんどは、本届出書で届け出られた書類送付場所宛てに普通郵便で送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる住所を送達場所の届出欄に正確に記載してください。また、送達場所として届け出た場所で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることもできます。

届出送達場所宛てに裁判所が書面を送達し、不在や転居などの理由によりあなたや送達受取人が実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

一度送達場所の届出をすると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載された場所に限定され、改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されませんので、ご注意ください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		☐ 調停 家事 ☐ 審判	申立書	子の監護に関する処分 (面会交流)
収入印紙 円		(この欄に未成年者1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください。)		
予納郵便切手 円				
(貼った印紙に押印しないでください。)				

千葉家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
---------------------------	-----------------------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
	☐ 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ☐	

申立人	住所	〒 ー (方)	
	フリガナ氏名		昭和 年 月 日生 平成 (歳)
相手方	住所	〒 ー (方)	
	フリガナ氏名		昭和 年 月 日生 平成 (歳)
未成年者	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 令和 (歳)
	フリガナ氏名		
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 令和 (歳)
	フリガナ氏名		
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 令和 (歳)
	フリガナ氏名		
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 令和 (歳)
	フリガナ氏名		

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
面会交流(1/2)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

(注) □の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨
(□申立人 / □相手方)と未成年者が面会交流する時期、方法などにつき(□調停 / □審判)を求めます。

申 立 て の 理 由
申 立 人 と 相 手 方 の 関 係
☐ 離婚した。 ☐ 父が未成年者.....を認知した。 ☐ 婚姻中→監護者の指定の有無 ☐あり(□申立人 / □相手方) / ☐なし その年月日：平成・令和.....年.....月.....日
未成年者の親権者(離婚等により親権者が定められている場合)
☐ 申立人 / ☐ 相手方
未 成 年 者 の 監 護 養 育 状 況
☐ 平成・令和.....年.....月.....日から平成・令和.....年.....月.....日まで ☐申立人 / ☐相手方 / ☐その他(.....)のもとで養育 ☐ 平成・令和.....年.....月.....日から平成・令和.....年.....月.....日まで ☐申立人 / ☐相手方 / ☐その他(.....)のもとで養育 ☐ 平成・令和.....年.....月.....日から現在まで ☐申立人 / ☐相手方 / ☐その他(.....)のもとで養育
面 会 交 流 の 取 決 め に つ い て
1 当事者間の面会交流に関する取決めの有無 ☐あり(取り決めた年月日：平成・令和.....年.....月.....日) ☐なし 2 1で「あり」の場合 (1) 取決めの方法 ☐口頭 ☐念書 ☐公正証書 ☐調停 ☐審判 ☐和解 ☐判決 → 家庭裁判所.....(□支部/□出張所) 平成・令和.....年(家.....)第.....号 (2) 取決めの内容 (.....)
面 会 交 流 の 実 施 状 況
☐実施されている。 ☐実施されていたが、実施されなくなった。(平成・令和.....年.....月.....日から) ☐これまで実施されたことはない。
本 申 立 て を 必 要 と す る 理 由
☐ 相手方が面会交流の協議等に応じないため ☐ 相手方と面会交流の協議を行っているがまとまらないため ☐ 相手方が面会交流の取決めのとおり実行しないため ☐ その他(.....)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

令和 年 月 日 申立人

(R5.9 千葉家)

令和 年 (家) 第 号

連絡先等の届出書

令和 年 月 日

☐申立人 ☐相手方（氏名）

印

標記の事件について、連絡先等として、次のとおり届出をします。

※あてはまる項目の□にレ点をつけてください。

書類送付場所	☐ 申立書記載の住所 ☐ 秘匿事項届出書面と同じ ☐ 次の場所です。 〒 — (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) 場所と本人との関係：☐住居所 ☐就業先（勤務先） ☐その他（
連絡先電話番号 (平日昼間に連絡がつく電話番号)	☐ 携帯電話番号 () ☐ 固定電話番号（☐自宅／☐勤務先） () ☐ どちらに連絡があってもよい。 ☐ できる限り、☐携帯電話 への連絡を希望する。 ☐固定電話
送達場所の届出	☐ 上記の書類送付場所と同じです。 ☐ 次の場所です（日本国内に限る。）。 〒 — (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。) 場所と本人との関係：☐住居所 ☐就業先（勤務先） 送達受取人（氏名

- ◇ この申出書は、裁判所に提出する書面の中に、非開示を希望する書面があるときだけ、コピーして使用してください。使用する必要がなければ、手元で保管してください。
- ◇ 関係のない第三者に書面を見られることはありませんから、この申出書は不要です。

令和_____年（家_____）第_____号

非開示の希望に関する申出書

令和_____年_____月_____日

（ 申立人 ・ 相手方 ・ 代理人 ・ _____ ）

氏 名 _____ ⑩

1 別添の書面の（ ☐ マーカーで色付けした部分 、 ☐ 全部 ）については、非開示とすることを希望します。

※ 非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、この申出書の下にその書面を付けて、ステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として提出してください。

※ 非開示を希望する部分は、マーカーを引くなどして特定してください。

※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合があります。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです。

※ 当てはまる理由に✓を入れ、カッコ内に具体的に記入してください（複数選択可）。

☐ 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。

（理由： _____ ）

☐ 当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。

（理由： _____ ）

☐ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。

（理由： _____ ）

☐ 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。

（理由： _____ ）

☐ その他（具体的な理由を書いてください。）

.....
.....

この申出書をFAXで提出することはできません。

非開示を希望する書面と一緒に綴じて、裁判所に持参又は郵送してください。

↑
ステープラー（ホチキスなど）で綴じてください。
↓

【この書面は反対当事者等
には開示されません。】

令和 年 月 日 申立人

1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	☐ ある(そのときの相手方の様子をチェックしてください。) ☐ 感情的で話し合えなかった。 ☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 ☐ 態度がはっきりしなかった。 ☐ その他 () ☐ ない(その理由をチェックしてください。) ☐ 全く話し合いに応じないから。 ☐ 話し合っても無駄だと思ったから。 ☐ その他 ()					
2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。	☐ 応じると思う。 ☐ 応じないと思う。 ☐ 分からない。		(理由等があれば、記載してください。)			
3 調停・審判は円滑に進められると思いますか。	☐ 進められると思う。 ☐ 進められないと思う。 ☐ 分からない。		(理由等があれば、記載してください。)			
4 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	☐ 伝えた。 ☐ 伝えていない。 ☐ すぐ知らせる。 ☐ 自分からは知らせるつもりはない。 ☐ 自分からは知らせにくい。					
5 当事者双方の勤務先があれば書いてください。	申立人 勤務先の名称： 相手方 勤務先の名称：					
6 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 ☐ 大声で怒鳴る・暴言をはく。 ☐ 物を投げる。 ☐ 殴る・蹴る。 ☐ 凶器を持ち出す。 (1) それはいつ頃のことですか。 _____ 頃 から _____ 頃 まで (2) 頻度はどのくらいですか。 _____ 回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 ☐ ない ☐ ある(ケガや症状等の程度) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 ☐ 申し立てる予定はない。 ☐ 申し立てる予定である。 ☐ 申し立てたが、まだ結論は出ていない。 ☐ 申し立てたが、認められなかった。 ☐ 認められた。 ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について ☐ 裁判所で暴力をふるうおそれはない。 ☐ 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 ☐ 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 ☐ 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 ☐ 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。					
7 調停・審判期日の差支え日等があれば書いてください。	申立人の ☐ 希望日		曜日	午前・午後	☐ 差支え日	曜日 午前・午後
			曜日	午前・午後		曜日 午前・午後
	(すでに差し支えることが分かっている日→)					
※ 調停・審判は平日の午前または午後に行われます。	相手方の ☐ 希望日		曜日	午前・午後	☐ 差支え日	曜日 午前・午後
			曜日	午前・午後		曜日 午前・午後
	(※分からなければ記載しなくてもかまいません。)					
8 当事者双方の立会いのもとで、裁判所から調停手続に関する説明をすることにつき、支障があれば、具体的な事情を記入してください。						
9 8のほか、裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容を書いてください。						